

三重県業務継続計画（三重県BCP）について

1 趣旨

平時に実施している通常業務の中から、大規模災害時であっても業務を停滞させることができない、または早期の業務の再開が必要とされる「非常時優先業務」を明らかにするとともに、これに必要な経営資源量等の整理を行い、災害対応への活用を図るため、三重県業務継続計画（以下、「三重県BCP」という）を策定しました。

2 三重県BCP策定にあたっての考え方

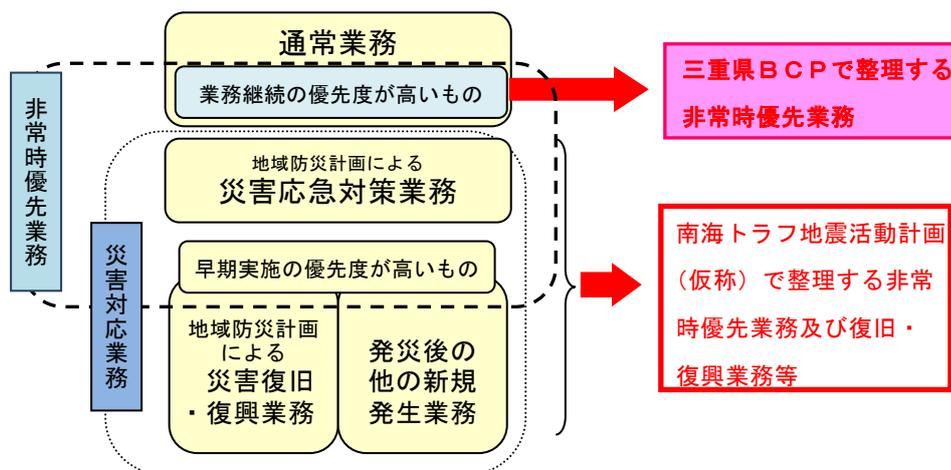
（1）通常業務に特化したBCP

三重県BCPでは、非常時優先業務（下図参照）のうち、事前の定量的な整理・分析が可能な通常業務にかかる非常時優先業務のみを対象とし、必要となる経営資源等の調査結果を記載することとしました。

なお、実業務として整理・分析が可能な通常業務にかかる非常時優先業務と、災害の規模により必要となる経営資源量等が大きく増減する災害対応業務とが混在することで、災害時の実効性が低下することを避けるため、災害対応業務については取組項目レベルの記載にとどめ、三重県BCPでは整理・分析の対象とはしていません。

なお、災害対応業務にかかる具体的な活動内容等については、今後、策定を予定している「三重県南海トラフ地震活動計画（仮称）」において整理することとしています。

【三重県BCPにおける非常時優先業務の概念図】



（2）分掌事務をベースにした非常時優先業務の選定と詳細な経営資源分析の実施

三重県BCPが、一般的な地方公共団体のBCPとは異なる具体的かつ実務的な計画となるよう、策定にあたっては、平時に実施している業務の分掌事務

から非常時優先業務を絞り込み、これら業務に必要な人員や機材、業務システム等の経営資源について詳細な分析を行うという手順で、業務を整理しています。

(3) 業務継続体制向上の取組

三重県BCPでは、整理した通常業務にかかる非常時優先業務とそれに必要な経営資源等については、計画の実効性や完成度をさらに高めるため、所属における業務継続体制の検証と改善及びそれに基づく三重県BCPの更新を継続的に行い、業務継続体制の不断の向上につなげることをとしています。

3 三重県BCPの構成

第1 総則

① はじめに

三重県BCP策定の背景や、考え方などを記載しています。

② 計画の目的

大規模災害に三重県が見舞われた場合であっても、県の業務継続体制を維持し、県民生活や県内の社会活動等への影響を最小限にしつつ、災害対応に最大限の資源を配分できる体制の確立を図ることを、三重県BCP策定の目的としています。

③ 計画の位置づけ

「三重県地域防災計画」や「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」等、三重県が策定している他の防災関係計画と三重県BCPとの関係等を記載しています。

④ 前提条件

計画の対象を通常業務に絞ったため、三重県BCPでは特定の想定災害を設けないことなど、計画策定の前提条件について記載しています。

第2 非常時優先業務の考え方

大規模災害が発生した場合、災害対応のための業務量が膨大なものとなることから、発災後1ヶ月間は、平常時に行っている県の通常業務についてはすべて停止することを原則とし、以下の選定区分に基づき選定された「非常時優先業務」のみ継続を認める、又は優先的に早期再開を図る業務とするという前提条件のもと、具体的な非常時優先業務の選定を行っています。

【非常時優先業務の選定区分】

- 1) 連絡・調整等業務
- 2) 県管理施設等の維持管理等業務
- 3) 非常時優先業務を実施するために必要となる業務システムの維持管理等業務
- 4) 入所・保護施設等のある施設の業務
- 5) 社会的混乱を生じるおそれ等のある重要業務
- 6) 県民の生活再開の支援等に関する業務

- 7) 県民の健康に影響が生じるおそれ等のある業務
- 8) 教育再開にかかる業務
- 9) 要配慮者等にかかる福祉業務
- 10) 1ヶ月以内に再開しなければ法に抵触するおそれのある業務
- 11) 国費及び県費による補助金・交付金等交付事務

第3 非常時優先業務（通常業務）

別表1「非常時優先業務及び業務遂行に必要な経営資源等」により、各所属の分掌事務における非常時優先業務を明確に位置付けるとともに、これら非常時優先業務の実施に必要な人数や機材、業務システムその他、機材・業務システム等が使用できない場合の代替手段等について記載しています。

第4 業務継続体制の向上

① 所属における業務継続体制の検証と改善

本計画の実効性を高め、より適切な運用を図るため、すべての所属において、毎年定期的に本計画の内容を確認し、所属内職員への共有を図るとともに、三重県BCPに基づく所属の業務継続体制の点検と検証、改善に取り組むことについて記載しています。

② BCPの継続的な更新

県の組織機構の改正や業務内容の変更等に伴う見直しや、「① 所属における業務継続体制の検証と改善」の取組に基づき、三重県BCPの継続的な更新を図ることについて記載しています。

③ マニュアル等の整備の推奨

担当職員以外でも非常時優先業務を円滑に遂行できるよう、必要に応じ、所属ごとに非常時優先業務実施のためのマニュアル等の整備を推奨することなどについて記載しています。

4 今後の予定

今後は、職員への計画の周知を図るとともに、業務継続体制の検証や改善を踏まえて三重県BCPの更新を継続的に行い、計画の実効性や完成度を高めることとします。

また、市町に対しては、三重県BCPを参考に業務継続体制の考え方等の周知を図り、市町におけるBCPの策定を働きかけます。